

埼玉県大規模施設等協力金申請書
(第1期:5月12日～5月31日要請分、第2期:6月1日～6月20日要請分)

令和 年 月 日

埼玉県知事

埼玉県からの新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮等の要請に応じ、以下のとおり取り組んだため、別紙の書類を添えて埼玉県大規模施設等協力金を次のとおり申請します。

1 申請事業者の情報

【個人事業主の方】

自宅住所	〒
フリガナ	
氏名	
生年月日	(西暦) 年 月 日生
電話番号	

【法人の方】

所在地	〒
法人名	
代表者職名	
フリガナ	
代表者氏名	
代表者生年月日	(西暦) 年 月 日生
電話番号	
法人番号 (13桁)	

※ 法人番号は、国税庁から指定・通知される13桁の番号を記載してください。



2 営業時間短縮等を行った大規模施設の情報

施設所在地	〒 <u>申請できるのは、まん延防止等重点措置の措置区域内における 1,000 m²を超える大規模施設です。</u>
施設名称	
施設の種類	※ <u>項目を確認の上、チェック (✓) を入れてください。</u> <input type="checkbox"/> 百貨店
建物の床面積	_____ m ² > 1,000 m ²
営業時間短縮等実施期間	第1期期間：令和3年____月____日から令和3年5月31日まで (要請の初日である5月12日以降の日付を記入してください。) 第2期期間：令和3年____月____日から令和3年6月20日まで (要請の初日である6月1日以降の日付を記入してください。) ※ 第1期期間・第2期期間ともに、施設が営業時間短縮等を開始した初日を記入してください。
取組内容	※ <u>下記の項目全てを満たしているかチェック (✓) を入れてください。</u> <input type="checkbox"/> 通常時は午後8時を超えて営業を行っていたが、埼玉県による営業時間短縮等の要請に応じて、営業時間短縮等実施期間は、午後8時までに営業時間を短縮(休業)しました。 <input type="checkbox"/> 酒類の提供を終日、自粛(飲酒の機会を設けないこと)しました。 <input type="checkbox"/> 繁忙期の2分の1程度の人数を目安とし、以下のとおり入場整理に係る取組を実施しました。 ※ 実施した入場整理に係る主要な取組1つにチェック(✓)を付けてください。 <input type="checkbox"/> 混雑時、ホームページや店頭に入場整理を行う旨を掲載する。 <input type="checkbox"/> 入口や駐車場において入場整理を実施する。 <input type="checkbox"/> 特定の売場やレジ列など部分的に人の集中を回避するための誘導を行う。 <input type="checkbox"/> 館内放送や、掲示物、床の目印等により、ソーシャルディスタンスの確保を促す。 <input type="checkbox"/> 入口の手前でカートを渡しつつ、入場の間隔とスピードをコントロールする。 <input type="checkbox"/> ホームページやアプリで、混雑状況の掲載、オフピーク来店、少人数来店、滞在時間を短時間とする呼びかけなど実施する。 <input type="checkbox"/> ネットで予約のあった商品を無人の受け取りBOXやドライブスルーで受け渡しを行う。 <input type="checkbox"/> 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示しています。 <input type="checkbox"/> 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示しています。 ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



3 申請金額

(第1期：5月12日～5月31日要請分)

(1) 自己利用部分面積に係る協力金

営業時間短縮等を行った自己利用部分面積	m ²
↓ 7頁の単位早見表を参照の上、単位を記載	
	× 20万円
期間中の時短率	×
申請金額 (a)	万円

- ◆2,000 m²未満の場合は記載不要
- ◆自己利用部分面積に含まれない部分
 - ①テナント・出店者の店舗の区画
 - ②生活必需品の販売等を行う店舗の区画
 - ③特定百貨店店舗の区画
 - ④当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分
(例)階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室(間仕切り等で区分された部分)、公衆電話室、便所、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等 など
 - ⑤埼玉県感染防止対策協力金(第10期・第11期)の支給要件に該当する店舗の面積

◆様式2別紙1「時短率算出シート」の「期間中の時短率【第1期】」欄の値を転記

※千円未満切上げ

(2) テナント事業者等把握管理に係る追加支給分 **※注**

施設内のテナント店舗数	店舗 (≥10)
× 0.2万円	
期間中の時短率	×
申請金額 (b)	万円

◆特定百貨店店舗に係る協力金の支給対象となる特定百貨店店舗及びテナント事業者等協力金の支給対象となる(見込まれる)施設内のテナント店舗が10以上存在する場合のみ、当該店舗の数を記載

◆様式2別紙1「時短率算出シート」の「期間中の時短率【第1期】」欄の値を転記

◆千円未満切上げ



(3) 特定百貨店店舗に係る追加支給分

特定百貨店店舗数 店舗

×
2万円

×

期間中の時短率

◆様式2別紙1「時短率算出シート」の「期間中の時短率【第1期】」欄の値を転記

||

申請金額 (c) 万円

◆千円未満切上げ

申請金額 (第1期小計) = (a + b + c) = (A) 万円



(第2期：6月1日～6月20日要請分)

(1) 自己利用部分面積に係る協力金

営業時間短縮等を行った 自己利用部分面積	m ²	
		7頁の単位 早見表を参 照の上、単 位を記載
		× 20万円
期間中の時短率		
申請金額 (d)		
	万円	

- ◆ 2,000 m²未満の場合は記載不要
- ◆ 自己利用部分面積に含まれない部分
 - ①テナント・出店者の店舗の区画
 - ②生活必需品の販売等を行う店舗の区画
 - ③特定百貨店店舗の区画
 - ④当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分
(例) 階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室(間仕切り等で区分された部分)、公衆電話室、便所、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等 など
 - ⑤埼玉県感染防止対策協力金(第10期・第11期)の支給要件に該当する店舗の面積

◆ 様式2別紙1「時短率算出シート」の「期間中の時短率【第2期】」欄の値を転記

◆ 千円未満切上げ

(2) テナント事業者等把握管理に係る追加支給分 ※注

施設内のテナント店舗数	店舗 (≥10)	
		× 0.2万円
		×
期間中の時短率		
申請金額 (e)		
	万円	

◆ 特定百貨店店舗に係る協力金の支給対象となる特定百貨店店舗及びテナント事業者等協力金の支給対象となる(見込まれる)施設内のテナント店舗が10以上存在する場合のみ、当該店舗の数を記載

◆ 様式2別紙1「時短率算出シート」の「期間中の時短率【第2期】」欄の値を転記

◆ 千円未満切上げ



(3) 特定百貨店店舗に係る追加支給分

特定百貨店店舗数	<input type="text"/>	店舗	
	×		
	2万円		
	×		
期間中の時短率	<input type="text"/>		◆様式2別紙1「時短率算出シート」の「期間中の時短率【第2期】」欄の値を転記
申請金額 (f)	<input type="text"/>	万円	◆千円未満切上げ
申請金額 (第2期小計) = (d + e + f) = (B)		<input type="text"/>	万円

≪申請金額 (合計)≫

第1期小計 (A) + 第2期小計 (B)	<input type="text"/>	万円
-----------------------	----------------------	----

※注 (2)テナント事業者等把握管理に係る追加支給分について

- ・当該追加支給分は、特定大規模施設内における特定百貨店店舗に係る協力金の支給対象となる特定百貨店店舗及びテナント等の店舗（以下、「店舗」という。）のうちテナント事業者等に対する協力金（以下、「テナント事業者等協力金」という。）の支給対象となる店舗の数が10以上存在する場合、これらの店舗の数に応じて支給額が決定されます。
- ・店舗が以下のいずれかに該当する場合は、「テナント事業者等協力金」支給対象外となりますので、店舗の数から除いてください。
 - a) 飲食店等、埼玉県感染防止対策協力金（第10期・第11期）の支給要件に該当する店舗
 - b) 営業時間の短縮等を行っていない店舗
 - c) 酒類を提供する場合、終日提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと）していない店舗
 - d) 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守、店頭に掲示していない店舗
 - e) 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していない店舗
 - f) コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金及びARTS支援事業等の支給を受けている店舗
 - g) その他、要請期間中に営業停止等の行政処分を受けた店舗 など
- ・記入していただいた店舗数を超える分につきましては、原則支給されません。



(参考) 単位早見表

自己利用部分面積	単位	自己利用部分面積	単位	自己利用部分面積	単位
2,000 m ² 未満	1	4,000 m ² ～5,000 m ² 未満	4	7,000 m ² ～8,000 m ² 未満	7
2,000 m ² ～3,000 m ² 未満	2	5,000 m ² ～6,000 m ² 未満	5	8,000 m ² ～9,000 m ² 未満	8
3,000 m ² ～4,000 m ² 未満	3	6,000 m ² ～7,000 m ² 未満	6	9,000 m ² ～10,000 m ² 未満	9

※ 1,000 m²を1単位とし、単位未満切捨てとする。

※ 10,000 m²以上の場合は、1,000 m²未満を切り捨て、1,000 で割って単位を算出してください。

例) 11,550 m²の場合

①1,000 m²未満の「550」を切り捨て、11,000 m²とする

②11,000 を1,000 で割る → 単位は「11」

4 支払口座振替依頼

埼玉県から支払われる「埼玉県大規模施設等協力金」は下記の口座に口座振替の方法により振り込んでください。

※ 法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者ご本人名義の口座を指定してください。これ以外の口座への口座振替はできません。

金融機関名	銀行 信金・信組 農協		金融機関 コード						
支店名	本店 支店		支店コード						
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (※)						
口座名義 カタカナ	<u>カタカナで記載してください。</u>								

※ 口座番号は右詰めでご記入ください。記載誤りが多いのでご注意ください。

5 申請施設内におけるテナント事業者等に対する協力金の代理申請について

申請大規模施設内のテナント等の店舗を営む事業者(以下、「テナント事業者」という。)に支払われる「埼玉県大規模施設等協力金(テナント事業者等に対する協力金)」について、当該テナント事業者に代わって申請事業者が申請する場合は、にチェック(✓)を入れ、別紙様式4の申請書を各店舗分作成し、本申請書と併せて提出してください。

<input type="checkbox"/> (チェック)	私は、施設内においてテナント等店舗を営む事業者に代わり、「埼玉県大規模施設等協力金」のうちテナント事業者等に対する協力金の支給を別紙のとおり併せて申請します。
------------------------------------	---



6 誓約事項

私は、埼玉県からの新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮等の要請に応じ「埼玉県大規模施設等協力金」の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

氏名 _____

※個人事業主又は法人の代表者が自署してください（記名押印不可）。

相違がないことを確認いただき、□にチェック（✓）を入れてください。

記

<input type="checkbox"/> (チェック)	<p>以下の全ての要件に該当しています。</p> <p>①通常時は午後8時を超えて営業を行っていましたが、埼玉県による営業時間短縮等の要請に応じて、営業時間短縮等実施期間中は、午後8時までに営業時間を短縮（休業）しました。</p> <p>②酒類の提供を終日、自粛（飲酒の機会を設けないこと）しました。</p> <p>③コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金及び ARTS 支援事業等の支給を受けていません。</p> <p>④繁忙期の2分の1程度の人数を目安とし、入場整理を徹底しました。</p> <p>⑤『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、施設内に掲示しています。</p> <p>⑥「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを施設内に掲示しています。</p> <p>⑦本協力金を重複して申請していません。</p> <p>⑧申請施設の自己利用部分面積に、埼玉県感染防止対策協力金（第10期・第11期）の支給要件に該当する店舗の面積が含まれていません。 ※当該自己利用部分の一部が、埼玉県感染防止対策協力金（第10期・第11期）の支給要件に該当する場合は、当該一部分については本協力金ではなく埼玉県感染防止対策協力金（第10期・第11期）を申請してください。</p> <p>⑨令和3年5月12日（水）から令和3年6月20日（日）までの間に営業停止等の行政処分を受けていません。</p> <p>⑩埼玉県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。</p> <p>⑪本協力金の支給を受けた施設名及び所在地の公表（ホームページへの屋号・法人名及び所在地の掲載）に応じます。</p> <p>⑫本協力金の申請書及び提出書類の記載内容や支給又は不支給に関する情報を国及び所在地の自治体に提供することについて同意します。</p>
<input type="checkbox"/> (チェック)	<p>代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していません。</p>
<input type="checkbox"/> (チェック)	<p>申請書類に記載した内容は事実と相違ありません。申請内容に虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じます。 ※協力金と同額の違約金の支払いを求められることがあります。</p>



提出前に以下の書類がそろっているか確認の上、□にチェック（✓）を入れてください。

- 埼玉県大規模施設等協力金申請書（本様式）
- 【個人事業主のみ】本人確認書類のコピー又は写真（以下のいずれか1つ）
（例）運転免許証、パスポート、健康保険証、在留カード、個人番号カード（おもて面）など
- 振込先口座情報が分かる通帳等のコピー又は写真
- 施設（建物部分）の床面積が分かる書類のコピー又は写真
（例）登記事項証明書（建物）、その他これに類する書類
- 施設の外観（施設名）が分かる写真
※ 看板などを写して施設名が分かるように撮影してください。
- 申請事業者が申請施設を営業していることが客観的に分かる書類のコピー又は写真
【施設所有者と申請事業者が異なる場合】（例）大規模施設所有者との賃貸借契約書 など
【施設の所有者又は申請事業者と施設名が異なる場合】（例）対外的に公開している資料 など
- 【自己利用部分面積が2,000㎡以上の場合】施設における自己利用部分面積の算出方法が確認できる書類及びその根拠書類のコピー又は写真
（例）図面（求積図など面積が記載されたもの）、施設管理台帳、テナント事業者等との契約書 など
- 特定百貨店店舗の存在が確認できる書類のコピー又は写真
（例）特定百貨店店舗との契約書、フロアマップ、店子管理台帳 など
- 【テナント事業者等把握管理に係る追加支給分を申請する場合】施設内における「テナント事業者等協力金」の支給対象となる（見込まれる）各店舗の店舗名、業種業態が分かる書類のコピー又は写真
（例）店舗賃貸借契約書、テナント管理台帳 など
- 令和3年5月12日から令和3年5月31日まで又は令和3年6月1日から令和3年6月20日までの営業時間短縮の状況（営業時間短縮期間、変更前と変更後の営業時間）が分かる書類のコピー又は写真（施設名が分かるもの）
（例）営業時間短縮期間、変更前と変更後の営業時間を確認できるホームページや店頭ポスター、チラシなど、対外的に営業時間短縮の事実を周知していることが分かる写真 など
- 繁忙期の2分の1程度の人数を目安とした入場整理に係る取組が分かる書類のコピー又は写真
（例）対外的に周知した看板や電光掲示板 など
- 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を施設内に掲示している写真
- 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを施設内に掲示している写真

◎ 連絡窓口の担当者を記載してください。

所属	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

◆申請書送付先
〒332-8799
埼玉県川口市本町2-2-1
川口郵便局局留
埼玉県大規模施設等協力金
事務局宛

